

Q 下請作業員に対する業務指示の問題は

A 下請事業者が法律上の要件を満たした請負業者となり得るには、独立して自らの従業員を指揮し、仕事を完成できる能力を持つ事業主体でなければなりません。

請負の形をとっていながら、元請から個々の従業員への指揮命令により業務を行う形態は正当な請負とは認められません。

このため、下請事業者は、責任者、現場代理人など作業を指揮する立場の職制を配置することが必要であり、元請からの指示が必要な場合は、これらの職制を通じて指示することになります。

下請事業者がこれらの措置を怠り、元請が下請の従業員に直接指揮命令して作業を行っている場合は、労働者供給事業とみなされ、職安法に抵触することになります。